

都道府県医師会担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
副会長 角田 徹
(公 印 省 略)

「疾病、傷害及び死因の統計分類」（ICD-11 準拠）の告示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

我が国における、公的統計を疾病、傷害及び死因別に表示する場合の統計基準として、統計基準法にもとづき公示される「疾病、傷害及び死因の統計分類」については、世界保健機関(WHO)が定める「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（以下「ICD」という。）に準拠して作成、変更されておりますが、現行の分類表は「ICD-10（2013 年版）」に準拠したものであり、平成 27 年総務省告示第 35 号により告示されたものです。

ICD については、国際的には、すでに ICD-11 が令和 4 年 1 月に発効しており、これを受け、我が国でも公的統計の国際比較の観点から、ICD-11 に準拠した分類表への改定について、主に社会保障審議会統計分科会「疾病、傷害及び死因分類部会」（以下「ICD 部会」という。）において審議されてまいりました。

その結果、令和 7 年 5 月には、ICD-11 準拠の分類表がとりまとめられ、同年 6 月、社会保障審議会から厚生労働大臣に答申、また、それを踏まえ、同年 12 月に、総務省において総務大臣から統計委員会へ諮問・答申が行われました。

これを受け、総務省において、ICD-11 に準拠した「疾病、傷害及び死因の統計分類」が本年 1 月 19 日付で告示され、令和 9 年 1 月 1 日に施行予定となりましたので、会務のご参考としてお知らせいたします。（※詳細につきましては、以下【参考情報】の「疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-11 準拠）」（厚生労働省ホームページ）よりご確認ください。）

なお、ICD-11 準拠の分類表の表記に用いる用語の和訳については、今後も ICD-11 が継続的に更新されることを踏まえて、ICD 部会の「疾病、傷害及び死因分類専門委員会」において具体的な作業等を行っており、直近では、令和 8 年 3 月に、26 章、X 章、V 章の All Index Terms について公表されておりますことを申し添えます。（令和 8 年 5 月修正）

【参考情報】

疾病、傷害及び死因の統計分類（ICD-11 準拠）（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/toukei/goriyou/sippe.html>